

BWF の改定による競技規則の変更

- ① P. 9 第 9 条 第 1 項 旧(1)が (1)と(2)に分けられた。
 - (1) サーバーとレシーバーがそれぞれの体勢を整えた後は、両サイドともサービスを不当に遅らせてはならない。
 - (2) サーバーのラケットヘッドの後方への動きが完了した時点が、サービスの始まりを不当に遅らせているかどうかの判断基準となる（本条第 2 項参照）
- ② P. 14 第 13 条 第 3 項 (2) 旧(3)が(2)に変わり、「両ポスト間と明確化された。
項目数が 10 から 9 に減った。
 - (2) 両ポスト間のネットの上を越えなかったとき。
- ③ P. 18 第 16 条 第 7 項 (1) ② 「警告後の同種の違反行為」を「執拗な違反」とすることを明示。
 - ② 一度警告を受けた後、再び違反した場合は、そのサイドをフォルトにする。一つのサイドによる警告後の同種の違反行為によるフォルトは執拗な違反と見なされる。
- ④ P. 30 審判用語 3. 25、3. 26 「サービスコート」と修正とを明示。
 3. 25 「間違ったサービスコートからサーブしました」
 3. 26 「間違ったサービスコートからレシーブしました」
- ⑤ P. 81 第 3 条 第 5 項 (4) ③ 「不当に」の挿入。
 - ③ ゲーム中、もし、プレーヤーが不当に中断しない範囲であれば、プレーヤーは、主審の判断で、すばやいたオルの使用や給水が許可されることがある。
- ⑥ P. 81 第 3 条 第 5 項 (6) ② 「長ズボン」への変更。
- ⑦ P. 84 第 3 条 第 5 項 (10) これは、BWF の「プレーヤーズ コード オブ コンダクト」を訳出したもので、従来は「スポーツマンらしく」という文言を含む 2 項目を規程していたが、当然のことだと言うことで削除されたのに合わせて、1 項目の規程とした。
 - (10) 主審、サービスジャッジ、線審の判定に影響を与えるような、身振り手振り、そしてラケットを使用しての威嚇、或いは言葉による冒涇等、いかなるプレーヤーの違反行為も競技規則第 16 条第 6 項 (4) と同様の違反行為とみなす。
- ⑧ P. 85 第 3 条 第 7 項 (2) 時系列に従って明確化された。
 - (2) インターバル（競技規則第 16 条第 2 項）中の「不品行な振舞い」はゲーム中のそれと同様に処理される。これは、「不品行な振舞い」が起きたらすぐに、本項 (3) から (5) のいずれかの適当なコールをする。インターバル（競技規則第 16 条第 2 項）の後のプレーの始めに、まず、「…ゲーム、ラブオール」とコールし、競技規則第 16 条第 7 項 (1) ②あるいは同規則第 16 条第 7 項 (2) の違反の場合のみ、主審は「… [プレーヤー名]、フォルトedd」とコールする。その後、場合によっては、「サービスオーバー」とコールし、続いてスコア、最後に「プレー」をコールする。もし、プレーヤーが競技役員長(レフェリー)により失格宣告された場合は、{…[プレーヤー名]、ディスクォリファイド フォー ミスコンダクト (失格)} コールし、その後本規定第 3 項(8)をコールする。

⑨ P. 86 第3条 第7項 (7) 新しい項目の追加

(7) コート上での、マッチ（試合）の前またはマッチ（試合）の後の「不品行な振舞い」は、本項 (3) から (6) のいずれかの処置をする。その「不品行な振舞い」についてどんなことであっても記録し競技役員長（レフェリー）に報告し、処置をする。しかし、それはマッチ（試合）のスコアには何の影響も与えるものではない。

⑩ P. 88 図の説明文と番号を本文に合わせて変更



競技規則第9条第1項 (8) の違反

ラケットの前方への動きを中断したとき



競技規則第9条第1項、(3) (4) の違反

サーバー及びレシーバーが、斜めに向かい合ったサービスコートに立っていなかったり、サービスコートの境界線に触れていたり、または、一方あるいは両足の一部分がサービスがなされるまで、その位置でコート面に接していなかったとき。



競技規則第9条第1項 (5) の違反

サーバーのラケットで最初にシャトルの台を打っていないとき



競技規則第9条第1項 (6) の違反

サーバーのラケットで打たれる瞬間にシャトル全体がサーバーのウエストより下でなかったとき



競技規則第9条第1項 (7) の違反

サーバーの持つラケットヘッド及びシャフトがシャトルを打つ瞬間に下向きでなかったとき